

業務委託規定

一般社団法人ドラムサークルファシリテーター協会

第一条 業務委託先

1. 一般社団法人ドラムサークルファシリテーター協会（以下「DCFA」）が外部より受託した「ドラムサークル開催事業及び周辺業務」（以下DC）において、DCFAの社員会員であるスティミュレイティブ・ファシリテーター（以下SF）またはそれに準じる社員会員等を選考し、DCの現場に有償または無償で委託することができる。

第二条 業務委託費

1. DCFAは当該業務受託者（委託先）に対し、案件ごとに締結する業務委託契約書に基づき業務委託費を支払う。
2. DCFAは、業務委託契約書に記載の業務委託報酬金額より業務委託費の20%以下を事務手数料として徴収する場合がある。

第三条 必要経費

1. 当該業務受託者（委託先）が業務遂行に必要な宿泊交通費・機材レンタル費等が発生した場合、その費用については委託業務案件毎に締結される。

第四条 業務実施成果物

1. 該業務受託者（委託先）は、業務実施成果物として「実施報告兼請求書」の作成提出を行う。また、経費精算が発生する場合には「経費精算書」の作成提出も行う。

第五条 再委託

1. DCFAは当該業務受託者（委託先）が本件業務を第三者に再委託することを妨げない。ただし、再委託先については事前にDCFAに報告を行う。

この規定は令和4年9月26日から適用する。